

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画道路三・五・四〇四号西御所福地線及び三・四・四一一号尾道駅前新浜海岸線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画道路三・五・四〇四号西御所福地線

備後圏都市計画道路三・四・四一一号尾道駅前新浜海岸線

二 都市計画を変更する土地の区域

尾道市西御所町、新浜一丁目、新浜二丁目、東御所町

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課、尾道市都市部まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十四年二月二十三日から平成二十四年三月八日まで